

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

### CONTENTS

**Topics** ～弊事務所が法曹専門雑誌 Asian Legal Business (ALB)にて Best China Practice of the Year を本年度も受賞(3年連続受賞)～

#### I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第五回 金融面での規制緩和(外商直接投資)

中国弁護士 屠 錦寧/弁護士 濱本 浩平

#### II 中国相談室

「『外資審査認可管理業務の改善に関する通知』(2014年6月17日公布)について」

顧問 安然

#### III 中国法令アップデート

- 銀行による人民元転・外貨転取扱業務管理弁法
- 国家税務総局による一般租税回避防止についての管理規定(試行)(意見募集稿)
- 中華人民共和国食品安全法(改正草案)
- 上海市工商行政管理局による不正競争類違法行為の行政処罰の裁量に関する基準
- 中国(上海)自由貿易試験区の税収サービス刷新の支持に関する通知

## Topics

～当事務所は、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business(ALB) にて、中国法務を扱う日本の法律事務所の中で最も優秀な法律事務所に与えられる Best China Practice of the Year を本年度も受賞致しました(3年連続受賞)～

2014年6月17日、ザ・リッツ・カールトン東京にて、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business(ALB) 主催の“ALB Japan Law Awards 2014”の授賞式が開催されました。

当事務所は、中国法務の分野での活躍が評価され、Best China Practice of the Year を受賞しました。

当事務所による同賞の受賞は 2012 年から 3 年連続となりました。

また、当事務所は他にも、Japan Deal of the Year 及び Equity Market Deal of the Year: Global Initial Public Offering of shares of Suntory Beverage & Food Ltd.(サントリー食品インターナショナル、東証上場案件)及び Real Estate Deal of the Year: Japanese IPO of Nippon Prologis REIT(日本プロロジスリート投資法人、東証上場案件)を受賞しました。

さらに、当事務所は本年から創設された東南アジア法務の賞である Best South East Asia Practice of the Year を受賞しました。

これもひとえにクライアントの皆様の変わらぬお引き立ての賜物と衷心より感謝申し上げます。

今後もクオリティとスピードの向上に努めて参りますので、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※ 更なる詳細は[こちら](#)からご覧頂けます。



## 特別連載

# I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

## 第五回 金融面での規制緩和(外商直接投資)

中国弁護士 屠 錦寧/弁護士 濱本 浩平

### 1 はじめに

中国(上海)自由貿易試験区(「自貿区」)では外貨管理やクロスボーダー人民元管理等の金融面での規制緩和も進められている。

これらの政策は「金融制度刷新の加速」や「金融サービス機能の強化」を謳う中国(上海)自由貿易試験区総合方案において大枠が示されたものであるが、その後の「中国(上海)自由貿易試験区建設の金融による支持に関する意見」(「金融支持意見」)やこれに基づく細則の制定によって概ね制度の内容が明らかになってきている。他方で、特に今年に入ってから自貿区外における金融面での規制緩和も自貿区を追うように進められており、既に自貿区と同レベルでの規制緩和が進んだ分野も少なくない。そこで、今回からの数回に渡って金融面での規制緩和に関して自貿区内外の状況を概観し、比較したい。

規制緩和は多くの内容を含むものであるため、さしあたり以下の各点を中心に順に検討を行う。

- 対中直接投資に関する外貨・人民元管理<sup>1</sup>
- 対外担保・保証に関する手続
- 外貨・人民元のキャッシュプーリング・集中決済・ネットティング
- 自由貿易口座

### 2 対中直接投資に関する外貨管理の規制緩和

表記の事項に関する自貿区での動きは大きく次の2つに分けられる。

- 外貨登記に関する審査確認(「審核」)権限の外貨管理局から銀行への移譲
- 外貨で払い込まれた資本金の人民元転の自由化(次号で紹介する。)

これらに関する自貿区外/自貿区内での取扱いは、以下の法令に規定されている<sup>2</sup>。

自貿区外	外国投資者国内直接投資外貨管理規定 国内直接投資業務操作ガイドライン
自貿区内	外貨管理の試験区建設支持の実施細則(「実施細則」) 試験区直接投資外貨登記操作規程(「外貨登記操作規程」) 試験区外商直接投資企業資本金任意人民元転操作規程(「人民元転操作規程」) ※以上の規定の適用対象外の事項については引き続き自貿区外と同じ規定が適用される。

<sup>1</sup> 対外直接投資に関する規制緩和も行われているが、紹介は省略する。

<sup>2</sup> それぞれ中国語の法令名は、「外国投資者境内直接投資外匯管理規定」、「境内直接投資業務操作指引」、「外匯管理支持試験区建設實施細則」、「試験区直接投資外匯登記操作規定」及び「試験区外商直接投資企業資本金意願結匯操作規程」である。

### 3 外貨登記に関する審査確認権限の銀行への移譲

外商投資企業においては、会社の設立や出資金の入金、企業情報の変更(増減資・清算等)等の様々な場面で「外貨登記」ないしその変更登記(総称して「外貨登記」)を行うことが要求されている。外貨登記の手続は自貿区外においては外貨管理局において行う必要がある。

これに対し、自貿区では以下の手続に関して外貨登記を銀行において行うことが認められている。

- (1) 会社設立準備に当たって必要な「前期費用」の受取口座の開設(前期費用基本情報登記)
- (2) 外商投資企業の新規設立(新設外商投資企業基本情報登記)  
[例外]現物出資の場合、外国出資者が中国居住者によって直接又は間接に支配されている場合(いわゆる「還流投資」の場合)、前期費用の残額を出資金とする場合
- (3) 内資企業が外資に買収されることによる外商投資企業への変更(外国投資者の国内企業買収により行う外商登記企業基本情報登記)  
[例外]買収に当たって現物出資がなされる場合、「還流投資」の場合
- (4) 外商投資企業の基本情報(登録資本・出資者・登録住所)の変更や清算(外商投資企業基本情報登記の変更・抹消)  
[例外]出資通貨の変更、合併・分割、区を跨いだ登録住所の変更、出資者変更の場合で還流投資のとき、増資等に際して現物出資がなされるとき
- (5) 出資金の外商投資企業への入金(外国投資者による出資払込登記)  
[例外]現物出資のとき

以下の点がポイントと思われる。

- i. 今回の改革によって、自貿区の企業に関わる対中直接投資には外貨管理局の窓口での外貨登記手続が原則として不要となり、銀行で口座開設等を行う際に、関連する情報を銀行に対して提供することとなった。外貨管理局は、今後は銀行によって登録された情報や工商登記情報を元に企業情報を把握することになった。
- ii. 外貨管理局での手続は特別な事情が無い限り問題なく完了するものではあったが、処理期限は 5 営業日とされており、実際上も数営業日を要していた。銀行での手続は現状では即日(その場)で完了しているようであり、手続が自貿区内の銀行支店で完結することと合わせ、会社設立や各種の変更に当たっての事務手続の軽減がなされたといえる。
- iii. 引き続き外貨管理局での手続が必要な場合があることに留意する必要がある(上記[例外]を参照)。例えば、中国国内の個人・法人が設立した国外法人が中国で外商投資企業を設立し、ないし内資企業を買収する場合、「還流投資」に関する特別な手続を外貨管理局において取る必要があるが<sup>3</sup>、その場合には関連する外貨登記の手続は外貨管理局において行う必要がある。また、現物出資についても同様に外貨管理局での手続が必要とされている。

### 4 小括

本号で紹介した外貨登記の規制緩和については自貿区内外の差が存在しており、自貿区内では外貨管理に関する手続がより簡便に、より短時間で行うことができることとなっている。ただし今回

<sup>3</sup> 国家外貨管理局による国内居住者の特殊目的会社を通じた投資・ファイナンス及び還流投資の外貨管理の関連問題に関する通知(中国語名:国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知)等を参照されたい。

銀行で取扱いが出来るとされたのは外貨管理局における手続の中でも特に問題が少ないものであり、現物出資や還流投資等に関わる場合は引き続き外貨管理局における手続が必要となっている。また、提出が要求される書類にも特段の変更はない。従って今回の規制緩和の実務上のインパクトは限定的と思われる。

次号では外貨で払い込まれた資本金の人民元転の自由化について紹介と検討を行う。

以上

## Ⅱ 中国相談室

顧問 安然

Q: 商務部による「外資審査認可管理業務の改善に関する通知」(2014年6月17日公布)の内容について解説してください。

外商投資企業の審査・認可に関して、商務部は2014年6月17日付けで「外資審査認可管理業務の改善に関する通知」(以下、「本通知」という。)を公布した。本通知は、2014年3月1日から施行されている改正会社法の外商投資企業への適用を明確にした点で、実務の審査認可業務においても重要である。

### I. 背景

2014年3月19日付で配信のニュースレターの中国相談室にて紹介したように、今回の会社法の改正の内容は、主に(i)登録資本金の払込み期限の廃止、(ii)最低登録資本金の廃止、(iii)現物出資の割合の上限の撤廃、(iv)払込済み資本及び株主の出資額の登記事項からの除外、及び(v)資本金検査証明制度の廃止である。

外国資本の入った会社は一般的に「外商投資企業」と呼ばれ、外商投資企業に関する特別法に別途規定がある場合はそれが優先的に適用されるが、別途規定がない場合には、外商投資企業にも会社法の規定が適用されるとされている。今回の会社法の改正に伴い、外商投資企業に適用される一連の特別法(行政法規及び部門規則)については、基本的に会社法の改正内容に沿うように改正された。そのため、これらの動きから、今回の改正会社法は外商投資企業にも同様に適用されるように見受けられたが、規制上次のような不明確な点が残っており、実務的にも各地の審査認可当局の対応も不統一であった。

### II. 改正会社法と外資関連下位法令との整合性

まず、外商投資企業を規制する部門規則や規範性文書は制定された時代が比較的長く、数も多いため、明確に廃止されたもの以外、今回の改正会社法の内容と合致しないものが複数存在している。

例えば、部門規則である「外商投資株式有限会社の設立に関する若干問題の暫定規定」(以下、「暫定規定」という。)では、外商投資の株式有限会社の登録資本金は3000万人民元を下回ってはならず、また、発起人は批准証書が発行されてから90日以内に引き受けた資本を一括で払い込まなければならないと定められている(暫定規定第7条、13条)。

一方で登録資本金の払込み期限及び最低登録資本金の廃止につき、改正会社法は、法律、行政法規等が別途規定する場合は例外とする旨を定めているが、例えば「暫定規定」のような「部門規則」や「規範性文書」についても例外とするのかについては触れていない。したがって、改正会社法の施行後、「暫定規定」第7条と第13条のような規定を引き続き適用すべきか不明確であった。

そのような混乱が見られた中で、本通知は、改正会社法と抵触するような外商投資企業に関する制限や規定は取り消すことを明確にした点に意義がある。具体的には、以下のような制限等の取消しが規定されている。

- (1) 外商投資企業の初回の出資の比率、金銭出資の比率及び出資期限に関する制限規定を取り消す。
- (2) 法律、行政法規及び国务院の決定による規定が別途規定する場合を除き、会社の最低資本金額に関する制限を取り消す。
- (3) 国务院により公表された「登録資本金の引受け登記制を適用しない業種の暫定リスト」に列挙されている業種を除き、会社の登録資本金の払込み状況を審査しない。

そのため、本通知の上記規定により、「暫定規定」第 7 条及び第 13 条のような規定は、今後は適用されず、改正会社法に従うことが明確になった。

2014 年 3 月 1 日に改正会社法が施行されて以来、外資参入規制から工商登記制度まであらゆる面で外商投資企業を取り巻く制度・運用の変化が続いている。本ニュースレターでは今後の法令と実務の運用状況について引き続きウォッチしていきたい。

## Ⅲ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

### 最新中国法令の解説

#### <人民元転、外貨転管理規定>

##### 銀行による人民元転・外貨転取扱業務管理弁法

[ポイント] 本弁法は、銀行における人民元転、外貨転業務の管理・監督を規定した現行の「外貨指定銀行による人民元転、外貨転業務管理暫定弁法」を修正するものである。中国では、人民元為替レートの世界化改革及び国際化が推し進められており、本弁法は、銀行の人民元転、外貨転業務に一定の自由度を付与することにより、同改革を後押しすることに狙いがある。本弁法では、人民元転、外貨転業務には、通常の両替業務以外にも、人民元と外貨デリバティブ商品業務も含まれると定義されており、スワップやオプション等のデリバティブ商品の需要にも対応させる狙いがあるものと思われる。また、現行法と比較して、銀行の人民元転、外貨転業務への参入条件も緩和されている点等が注目される。

(2014年6月22日公布、同年8月1日施行)(中国人民銀行)

[原文] [銀行辦理結售匯業務管理辦法（中國人民銀行令〔2014〕第2號）](#)

#### <租税回避防止>

##### 国家税務総局による一般租税回避防止についての管理規定(試行)(意見募集稿)

[ポイント] 本規定は、企業が合理的な商業目的を具備しないその他の活動を行ない、その課税収入又は所得額を減少させる租税回避行為について、税務局の調整手続(立案、調査、決定等)と権限を規定するものである。

(意見募集期間:2014年7月3日~2014年8月1日)(国家税務総局)

[原文] [一般反避税管理規程（試行）（征求意见稿）](#)

#### <食品安全>

##### 中華人民共和国食品安全法(改正草案)

[ポイント] 食品安全法の大規模な改正に際し、昨年10月に引き続き、2回目の意見公募が開始された。近年の食の安全に関する事件をきっかけとした世論の高まりを受ける形で、行政による監督のみならず、食品製造メーカー自身による自己調査制度を設ける等、食品安全管理監督制度を多角化・強化している。また、法的責任の厳格化も注目されており、食品製造メーカーを消費者による損害賠償請求の一次的責任者とする責任先行負担制や、インターネット通販のプラットフォーム管理者の管理責任等が規定され、各罰則も厳罰化されている。

(意見募集期間:2014年7月2日~2014年7月31日)(全国人民代表大会常務委員会弁公庁)

[原文] [中華人民共和國食品安全法（修訂草案）](#)

#### <反不正競争(上海市)>

##### 上海市工商行政管理局による不正競争類違法行為の行政処罰の裁量に関する基準

[ポイント] 反不正競争法の不正競争行為のうち8種類(著名商標の無断使用、商業賄賂、虚偽宣伝、商業秘密侵害、不当景品付販売、公共企業・独占事業者による取引強制、行政権



力濫用による競争制限及び入札談合)について、行政処罰(過料)の金額の決定にあたり、各条文で「情状が重い場合」とされている場合の認定基準を規定している。これらの処罰に当たって処分対象者にとって最大の関心事は「違法所得」として没収される金額であるが、残念ながら本基準はその算定にあたっての新たな基準を示すものではない。

(2014年6月12日公布)(上海市工商行政管理局)

[原文] 上海市工商行政管理局关于不正当竞争类违法行为行政处罚裁量基准(沪工商公(2014)191号)

#### <中国(上海)自由貿易試験区>

##### 中国(上海)自由貿易試験区の税収サービス刷新の支持に関する通知

[ポイント] 国家税務総局から上海市国家税務局・地方税務局に対して、試験区における税務手続のオンライン化のための特別措置を指示する通知である。特別措置の内容には(i)会社設立時の税務登記申請の省略、(ii)オンラインでの発票の使用や確認等、(iii)増値税一般納税者のオンライン認定、(iii)優遇政策適用のオンライン届出等、従前税務局へ実際に赴く必要のあった手続をオンラインで行えるようにすることが含まれている。具体的な取扱いは今後上海市国家税務局・地方税務局で定められることになると思われる。

(2014年6月25日付け)(国家税務総局)

[原文] 关于支持中国(上海)自由贸易试验区创新税收服务的通知(税总函(2014)298号)

#### ◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

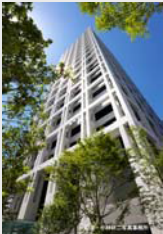
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
楽 楽	李 彬	
横井 傑	安 然	
屠 錦寧		
呉 暁青		

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000 (代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003  
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号  
名古屋三井ビルディング新館13階  
Tel: 052-533-4770 (代表)  
Email: [nagoya@amt-law.com](mailto:nagoya@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号  
北京發展大廈809室  
郵編100004  
Tel: +86-10-6590-9060 (代表)  
Email: [beijing@amt-law.com](mailto:beijing@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区  
世紀大道100号 上海環球金融中心40階  
郵編200120  
Tel: +86-21-6160-2311 (代表)  
Email: [shanghai@amt-law.com](mailto:shanghai@amt-law.com)



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619  
Tel: +65-6645-1000 (代表)  
Email: [singapore@amt-law.com](mailto:singapore@amt-law.com)

Photo courtesy of City Developments Limited